

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 研修制度まとめ

令和元年度以降、研修制度が改正され、新たな受講要件、経過措置等が設けられています。この改正によって、サービス管理責任者(以下、サビ管という)・児童発達支援管理責任者(以下、児発管という)に必要な知識・技術を段階的に取得し、一定期間ごとに更新する仕組みとなり、サビ管・児発管として配置するまでに、長期的かつ計画的な研修の受講が必要になりました。

各事業者におかれましては、サビ管・児発管に必要な実務経験及び新たな研修修了の要件等について御理解いただき、各研修の受講漏れがないよう御注意ください。

【根拠】

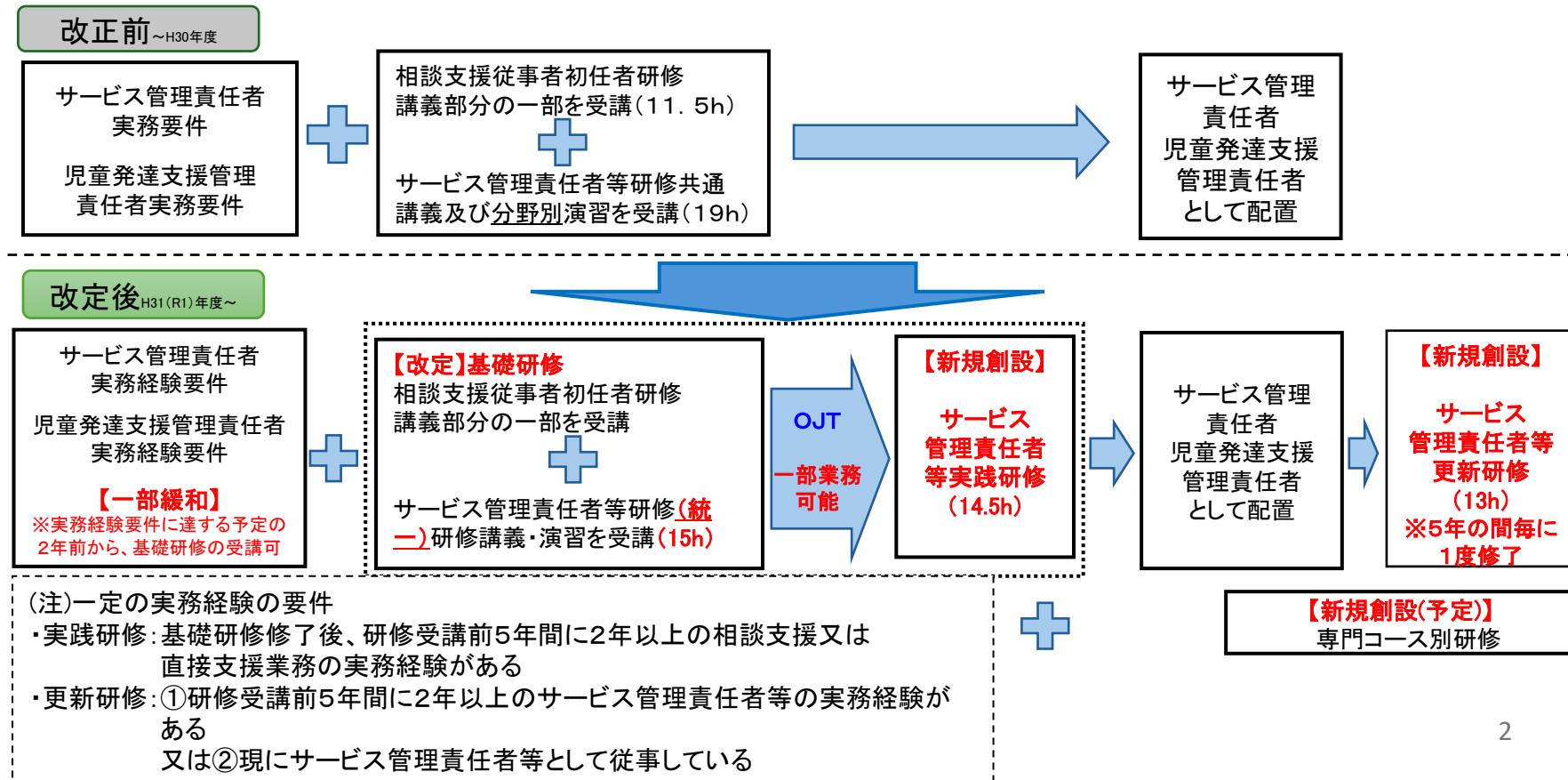
- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）
- ・サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【参考資料】

- ・令和7年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。(11ページ: 詳細は告示を参照。)

① 法、② 保有する資格および③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間ごとに1度更新研修を修了

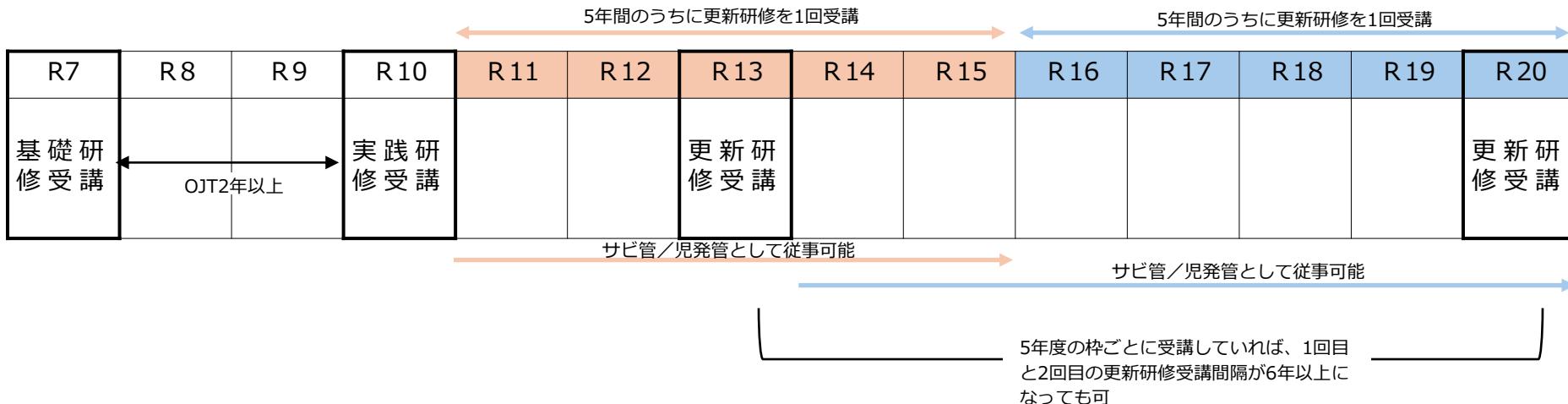
❖ 研修受講においても実務経験要件あり。(次ページ参照)

サービス管理責任者等として従事するための要件

❖ 研修の受講対象者

全研修共通: 指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として従事しているもの又は従事しようとするもの

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。※例外措置として「6ヶ月以上」となる場合があります。(6ページ参照)
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。



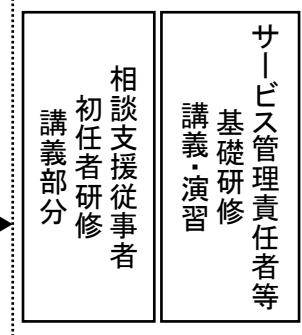
配置時の取扱いの緩和等について

サビ管・児発管として配置するためには、基礎研修終了後、さらに実践研修を受講しなくてはならなくなったことから、以下の緩和措置がとられます。

- (1)既にサビ管・児発管が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を2人目のサビ管・児発管として配置できる
- (2)基礎研修修了者は、個別支援計画の原案を作成できる

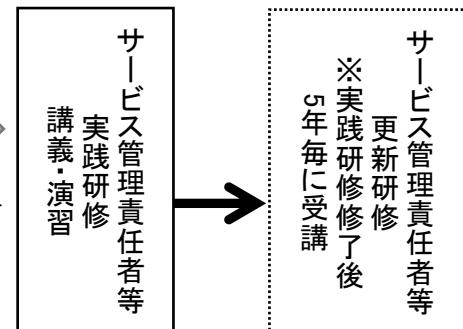
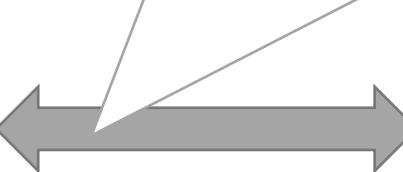
配置時の取扱いの緩和等について

入職
<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上



- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

基礎研修修了後2年以上の実務



※実践研修修了後
5年毎に受講

サービス管理責任者等
更新研修

H30年度までにサービス管理責任者等研修を受講した方

H30年度までに旧サービ児管研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を修了

実践研修、更新研修を修了していない場合、実践研修を受講することにより
サービス管理責任者等として配置可

H30年度までに旧サービ児管研修のみ修了

平成31年4月1日において改正前の「旧サービス管理責任者等研修」を受講し、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了していない場合、以下の要件を満たしている方については、実践研修から受講可能

- ①相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了すること
- ②実践研修受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事していること(例外的に個別支援計画作成の業務等に従事し、6月以上の期間で受講可能となっているものについては6月以上当該業務に従事していること)
※次ページ参照
- ③実務経験要件を満たしていること

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

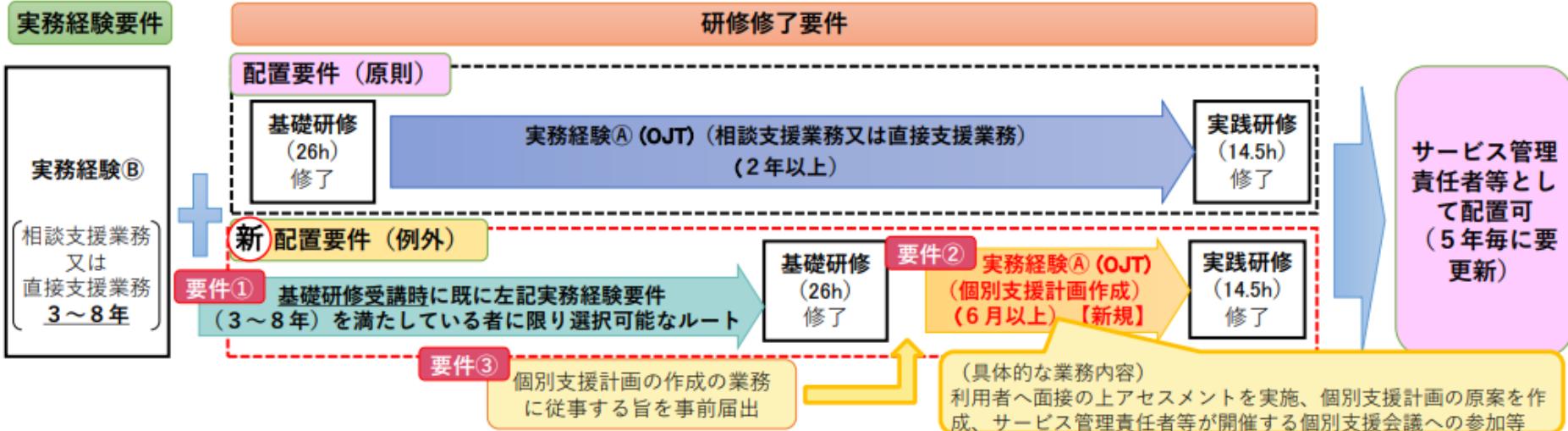
- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

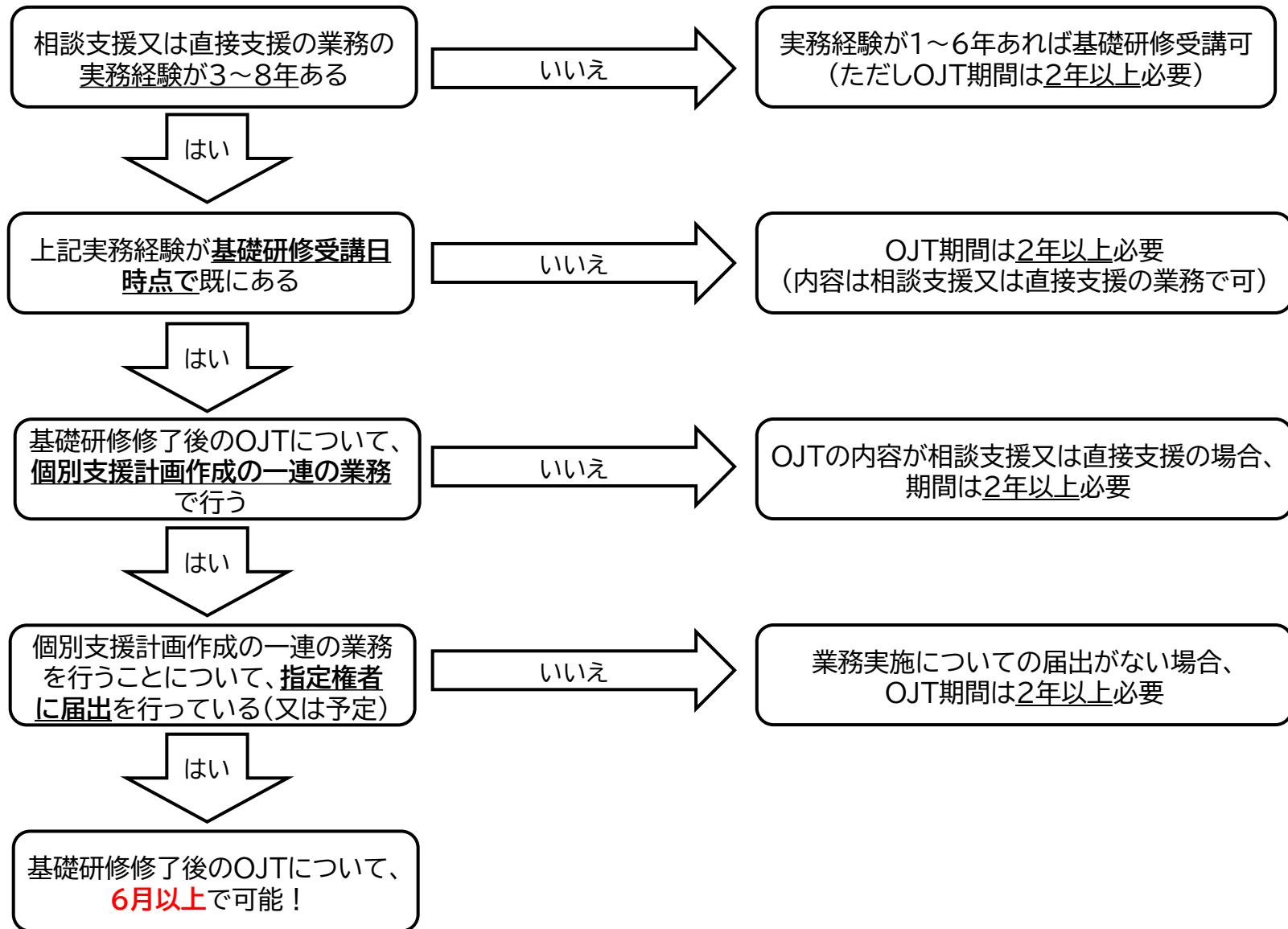
【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件Ⓑ（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
 - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

実務経験要件





サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

②やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）**サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※）「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

要件① 実務経験要件

実務経験
相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、
1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能
(現行どおり)

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如
以前に修了済み

要件②

サービス管理責任者等が欠如する以前から
当該事業所に配置されている者

要件③

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続して
サービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）
を満たす必要あり

※上記のとおり、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所において、一定の要件を満たす者をサービス管理責任者としてみなし配置が可能であるが、あくまで「みなし配置」であることに留意。

サービス管理責任者等の欠如についてやむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で既に
基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から当該
事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで
(最長で欠如時以降2年間)みなし配置可能

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>(一) 相談支援の業務</p> <p>日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示一イ(1)(一)〕</p> <p>a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者</p> <p>b 更生相談所(身体・知的)、児童相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。</p> <p>c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者</p> <p>d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	5年以上	3年以上	5年以上		
	<p>(二) 直接支援の業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>〔告示一イ(1)(二)〕</p> <p>a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等に従事する者</p> <p>c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者</p> <p>d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>e 特別支援学校等の従業者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>			8年以上		

※1 上記(一)の相談支援の業務及び上記(二)の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者を言う。

※3 上記(二)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

(1)社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、

(2)保育士、

(3)児童指導員用資格者、

(4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに障害がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示一イ〕</p> <p>(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。</p> <p>(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>(5) 学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務</p> <p>〔告示一ロ～ホ〕</p> <p>(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者</p> <p>(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者</p> <p>(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>(5) 学校等の従業者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	5年 以上	3年 以上	8年 以上

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)

2) 保育士

3) 児童指導員主任用資格者

4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者